

資料

資料

1 一宮市環境基本計画策定経過

開催日	内容
平成24年4月～6月	市民会議委員募集
8月～9月	環境保全に関する現況・意識調査（市民、事業者）
10月	◆市民会議全体会（第1回目） ・第2次一宮市環境基本計画の概要説明 ほか
12月	◆市民会議全体会（第2回目） ・第2次一宮市環境基本計画の策定にあたって ほか ・基調講演「市民会議による環境基本計画策定の意義と留意点」 講師：名古屋産業大学 学長 伊藤雅一氏 ●策定会議（第1回目） ・策定会議について及び今後のスケジュールについて ほか ◆市民会議作業部会【1回目（生活環境、自然共生、循環社会、温暖化対策）】 ◆市民会議作業部会【2回目（自然共生、温暖化対策）】
平成25年1月	◆部会長・副部会長会（第1回目） ◆市民会議作業部会【2回目（生活環境、循環社会）】 ◆市民会議作業部会【3回目（生活環境、自然共生、循環社会、温暖化対策）】 ◆市民会議作業部会【4回目（温暖化対策）】
2月	◆部会長・副部会長会（第2回目） ◆市民会議作業部会【4回目（生活環境、自然共生、循環社会）】 ◆市民会議作業部会【5回目（自然共生、循環社会、温暖化対策）】
3月	◆市民会議全体会（第3回目） ・第2次一宮市環境基本計画（市民会議案）について ほか ◆部会長・副部会長会（第3回目） ◆市民会議作業部会【5回目（生活環境）】 ◆市民会議作業部会【6回目（循環社会、温暖化対策）】
4月	●策定検討部会（第1回目） ・第2次一宮市環境基本計画【市民会議案】の修正等について ほか
5月	●策定会議（第2回目） ・第2次一宮市環境基本計画【行政修正案】について ほか ◆部会長・副部会長会（第4回目） ◆市民会議作業部会【6回目（生活環境、自然共生）】 ◆市民会議作業部会【7回目（循環社会、温暖化対策）】
6月	◆部会長・副部会長会（第5回目） ◆市民会議作業部会【7回目（生活環境、自然共生）】 ◆市民会議作業部会【8回目（循環社会、温暖化対策）】
7月	◆市民会議全体会（第4回目） ・第2次一宮市環境基本計画（市民会議案）について ほか ●策定会議（第3回目） ・第2次一宮市環境基本計画（案）について ほか 環境審議会（第1回目） ・第2次一宮市環境基本計画（案）について ほか 市長より環境審議会への諮問
10月	環境審議会（第2回目）
11月	パブリックコメント（～12月2日まで）
12月	●策定会議（第4回目）
平成26年1月	環境審議会（第3回目） 環境審議会から市長への答申

◆市民委員会議 ●行政会議

2 一宮市環境基本計画市民会議委員等名簿

(1) 市民委員名簿

担当作業部会	役 職	氏 名
生活環境作業部会	部会長	平 松 茂
	副部会長	中 江 勝
	委 員	早 川 さえ子
		松 本 昌 武
自然共生作業部会	部会長	和 澤 功 ※1
	副部会長	江 口 英 機
	委 員	郷 文一郎
		林 咲
循環社会作業部会	部会長	高 田 博 之 ※2
	副部会長	日 野 國 男
	委 員	石 田 正 彦
		岩 田 豊
		夫 馬 進
宮 越 博 政		
温暖化対策作業部会	部会長	柴 田 幸 二
	副部会長	船 橋 信 子
	委 員	伊 藤 薫
		長谷川 均

※1：市民会議会長
 ※2：市民会議副会長

(順不同)

(2) アドバイザー名簿

担当作業部会	氏 名
生活環境作業部会	和泉 潤 名古屋産業大学教授
自然共生作業部会	村上 健太郎 名古屋産業大学准教授
循環社会作業部会	加藤 悟 名古屋産業大学准教授
温暖化対策作業部会	岡村 聖 名古屋産業大学准教授

(順不同)

3 環境に関する現況・意識調査（市民）

（1）調査の目的

「第2次一宮市環境基本計画」の策定にあたり、市民の意向を調査し、資料として活用することを目的として実施しました。

（2）市民意識調査

ア 実施期間及び方法

調査期間は平成24年8月7日から27日までとし、郵送配布・郵送回収により実施しました。

イ 調査対象者

調査対象者は、住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の3,000人としました。

対象者数	回答者数	回収率
3,000名	1,091名	36.4%

ウ 調査対象者の属性

調査対象者の年齢、性別、職業、居住地区、一宮市での居住年数は以下のとおりです。

年齢	回答数	比率
18～29歳	74	6.8%
30歳代	157	14.4%
40歳代	181	16.6%
50歳代	164	15.0%
60歳代	254	23.3%
70歳以上	255	23.4%
無回答	6	0.5%
合計	1,091	100.0%

性別	回答数	比率
男性	398	36.5%
女性	574	52.6%
無回答	119	10.9%
合計	1,091	100.0%

職業	回答数	比率
自営業	94	8.6%
会社員	269	24.7%
農業	17	1.6%
アルバイト・パート勤務	196	18.0%
学生	21	1.9%
仕事はしていない	393	36.0%
その他	88	8.1%
無回答	13	1.2%
合計	1,091	100.0%

お住まいの地域	回答数	比率	人口※4
本庁地区 ※1	182	16.7%	62,987
葉栗・北方地区	77	7.1%	27,653
西成・浅井・千秋地区	206	18.9%	73,736
丹陽地区	74	6.8%	27,455
大和地区	114	10.4%	41,915
今伊勢地区	79	7.2%	25,892
奥・尾西東・西地区 ※2	172	15.8%	60,666
萩原・尾西南部地区 ※3	93	8.5%	32,619
木曾川町地区	86	7.9%	33,719
無回答	8	0.7%	
合計	1,091	100.0%	386,642

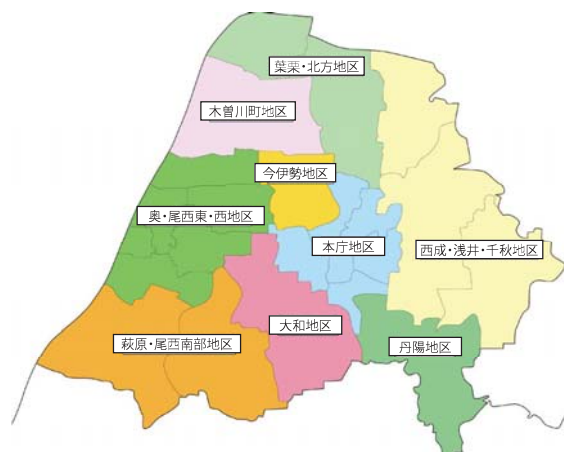
※1：宮西、貴船、神山、大志、向山、富士

※2：奥町、開明、三条、小信、起、大徳

※3：萩原町、朝日

※4：平成24年8月1日現在

一宮市にお住まいになってからの年数	回答数	比率
5年未満	55	5.0%
5～9年	59	5.4%
10～19年	124	11.4%
20～29年	143	13.1%
30年以上	702	64.3%
無回答	8	0.7%
合計	1,091	100.0%



《一宮市の面積》

113.91 平方キロメートル

東西 約 15.3 キロメートル

南北 約 13.3 キロメートル

問1 あなたは環境問題に関心がありますか。当てはまるものを1つ選んで○をつけてください。

問1 環境問題への関心	回答数	比率
非常に関心がある	312	28.6%
少しは関心がある	680	62.3%
あまり関心はない	60	5.5%
関心はない	9	0.8%
無回答	30	2.7%
合計	1,091	100.0%

環境問題への関心については、「少しは関心がある」が最も多く62.3%、次いで「非常に関心がある」が28.6%となっており、合わせて90%以上が、関心があると回答しています。

問2 あなたは環境問題のどの分野に関心がありますか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問2 関心のある分野	回答数	比率
生物多様性等の自然環境問題	114	10.4%
近隣の身近な生活環境問題	333	30.5%
ごみ問題	271	24.8%
地球温暖化問題	287	26.3%
工場・事業場からの公害問題	19	1.7%
その他	7	0.6%
特に関心のある分野はない	32	2.9%
無回答	28	2.6%
合計	1,091	100.0%

関心のある環境問題については、「近隣の身近な生活環境問題」が最も多く30.5%、次いで「地球温暖化問題」が26.3%、「ごみ問題」が24.8%となっており、この3分野で合わせて80%以上となっています。

問3 あなたが一宮市内で自然を感じるものは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問3 市内で自然を感じるもの	回答数	比率
木曾川や河川敷の緑地	439	40.2%
公園、寺や神社などの木々	217	19.9%
田や畑などの農地	272	24.9%
木曾川以外の河川	16	1.5%
動物や昆虫などの生き物	50	4.6%
その他	12	1.1%
市内で自然を感じるものはない	66	6.0%
無回答	19	1.7%
合計	1,091	100.0%

一宮市内で自然を感じるものは、「木曾川や河川敷の緑地」が最も多く40.2%、次いで「田や畑などの農地」が24.9%、「公園、寺や神社などの木々」が19.9%となっており、一宮市の自然環境の特徴として、河川緑地、農地、公園林・社寺林等の保全が重要であることがわかります。

「その他」では、緑・自然が少なくなっているという意見が見られました。地区別には、大和地区及び奥・尾西東・西地区においては「田や畑などの農地」が最も多くなりました。

問4 あなたの周りの（身近な）自然環境の変化について、お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問4 身近な自然環境の変化	回答数	比率
セミ、とんぼなど、身近な生き物の数や種類が減った	240	22.0%
田畑が減ったり、荒れたりしている	250	22.9%
きれいな川がなくなった	138	12.6%
森林や大きな木が減っている	51	4.7%
自然の中で子供たちが遊べる場所が少なくなった	325	29.8%
その他	15	1.4%
以前とそれほど変化を感じない	57	5.2%
無回答	15	1.4%
合計	1,091	100.0%

身近な自然環境の変化については、「自然の中で子供たちが遊べる場所が少なくなった」が最も多く29.8%、次いで「田畑が減ったり荒れたりしている」が22.9%、「セミ、とんぼなど、身近な生き物の数や種類が減った」が22.0%となっています。自然環境全体の後退を感じている市民が多いことが伺えます。

年代別では、40歳代以下では「自然の中で子供たちが遊べる場所が少なくなった」が最も多く、50歳代、60歳代では「田畑が減ったり、荒れたりしている」が最も多くなり、比較対照する環境のイメージの年代による違い、関心の所在等が伺えます。

問5 一宮市の自然環境を良くするためには何が有効だと思いますか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問5 自然環境を良くするために有効なこと	回答数	比率
まちの緑化を進める	416	38.1%
田や畑などの農地を保全する	224	20.5%
野生生物や昆虫、植物を保護する	57	5.2%
河川を浄化する	230	21.1%
開発事業を制限する	111	10.2%
その他	27	2.5%
無回答	26	2.4%
合計	1,091	100.0%

一宮市の自然環境を良くするために有効なことについては、「まちの緑化を進める」が最も多く38.1%、次いで「河川を浄化する」が21.1%、「田や畑などの農地を保全する」が20.5%となっています。一宮市の自然環境における課題は、緑化、河川の浄化、農地の保全であると考えられていることが伺えます。

「その他」としては、公園・緑地の整備、散乱ごみ対策、外来生物の駆除、環境教育の実施等の意見がありました。

問6 市街地や周辺の農地についてあなたはどのようにお考えですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問6 農地についての意見	回答数	比率
まちの中の緑として貴重なので、今後も農地は大切にしたい	383	35.1%
食料自給のため、農地は大切にしたい	417	38.2%
防災対策のため、農地は大切にしたい	66	6.0%
農地は開発して住宅用地や工業用地などとして利用すべきだ	36	3.3%
市民が身近に農業に触れることのできる場として、活用すべきだ	136	12.5%
その他	21	1.9%
無回答	32	2.9%
合計	1,091	100.0%

市街地や周辺の農地については、「食料自給のため、農地は大切にしたい」が最も多く38.2%、次いで「まちの中の緑として貴重なので、今後も農地は大切にしたい」が35.1%となっています。一方、「農地は開発して住宅用地や工業用地などとして利用すべきだ」という意見は3.3%と少なく、市民が農地の重要性を認識していることが伺えます。

問7 あなたが一宮市の伝統や歴史を感じるもの（場所）は何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問7 伝統・文化を感じる場所	回答数	比率
神社や寺院	322	29.5%
七夕まつりなど地元の祭り	421	38.6%
遺跡・史跡	72	6.6%
古いまちなみ	47	4.3%
その他	9	0.8%
あまり感じるものはない	197	18.1%
無回答	23	2.1%
合計	1,091	100.0%

一宮市の伝統や歴史を感じるものは、「七夕まつりなど地元の祭り」が最も多く38.6%、次いで「神社や寺院」が29.5%となっています。一方、「あまり感じるものはない」という意見も18.1%あり、2割弱の方は伝統や歴史を感じられないという意見を持っていることが伺えます。

「その他」としては、機屋ののこぎり屋根、地藏盆・盆踊りなどの意見がありました。

年代別では、若い世代ほど「七夕まつりなど地元の祭り」という回答が多く、60歳代以上の高齢者は「神社や寺院」という回答が多く見られました。

問8 あなたが地域の伝統や歴史を守るために必要だと感じる取り組みは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問8 伝統・歴史を守るための取り組み	回答数	比率
資料館の充実や歴史資源の保存活動を充実させる	139	12.7%
市民の教育講座などを充実させる	65	6.0%
遺跡や史跡などを遊歩道などで連結させ、市民に身近なものにする	383	35.1%
地域での文化的な行事や取り組みへの支援を充実させる	309	28.3%
歴史や伝統を守っている個人を表彰したり、助成したりする	40	3.7%
その他	17	1.6%
特に必要性は感じない	105	9.6%
無回答	33	3.0%
合計	1,091	100.0%

地域の伝統や歴史を守るために必要な取り組みについては、「遺跡や史跡などを遊歩道などで連結させ、市民に身近なものにする」が最も多く35.1%、次いで「地域での文化的な行事や取り組みへの支援を充実させる」が28.3%、「資料館の充実や歴史資源の保存活動を充実させる」が12.7%となっています。社寺や史跡などを身近なものとするネットワーク化や遊歩道等の充実、行事等への支援が望まれています。

問9 家庭の生活排水対策としてあなたは普段、どのような取り組みを行っていますか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

問9 家庭の生活排水対策	回答数	比率
調理油を流さないよう気をつけている	707	64.8%
洗剤や漂白剤などを使いすぎないようにしている	452	41.4%
水きりネットなどを使用して調理くずなどを流さないようにしている	795	72.9%
環境負荷の少ない商品を選んでいる	214	19.6%
その他	16	1.5%
特に取り組んでいることはない	45	4.1%
無回答	20	1.8%
合計	1,091	100.0%

家庭の生活排水対策として取り組んでいることは、「水きりネットなどを使用して調理くずなどを流さないようにしている」が最も多く72.9%、「調理油を流さないよう気をつけている」が64.8%、「洗剤や漂白剤などを使いすぎないようにしている」が41.4%となっており、市民の生活排水に対する意識の高さが伺えます。

「その他」としては、米のとぎ汁を植木にまく、生ごみ処理機を使用するなどの意見がありました。

問10 川をきれいにするために必要だと感じる取り組みは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問10 川をきれいにするための取り組み	回答数	比率
工場や事業所による水質汚濁への規制を厳しくする	344	31.5%
農薬の使用を制限するなど、環境に配慮した農業に取り組む	85	7.8%
家庭の生活排水に気をつける	316	29.0%
公共下水道の整備を急ぐ	233	21.4%
合併処理浄化槽の普及を促進する	55	5.0%
その他	12	1.1%
特に取り組んでいることはない	25	2.3%
無回答	21	1.9%
合計	1,091	100.0%

川をきれいにするために必要だと感じる取り組みについては、「工場や事業所による水質汚濁への規制を厳しくする」が最も多く31.5%、次いで「家庭の生活排水に気をつける」が29.0%、「公共下水道の整備を急ぐ」が21.4%となっており、事業所排水への規制強化とともに、生活排水に対する意識が重要と考えていることが伺えます。

「その他」としては、川の清掃、ごみを捨てないようにするなどの意見がありました。年代別に見ると、30歳代以下は「工場や事業所による水質汚濁への規制を厳しくする」が最も多く、特に29歳以下では44.6%となっていますが、50歳代以上では「家庭の生活排水に気をつける」が最も多くなっています。

問 11 あなたがごみを減らすために家庭で行っていることはありますか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

問11 ごみ減量のための家庭での取り組み	回答数	比率
無駄なものを買わないようにしている	554	50.8%
ごみの分別や資源回収に積極的に取り組んでいる	836	76.6%
買い物のときにマイバッグを持参したり、過剰包装を断ったりしている	890	81.6%
使い捨て商品を極力買わないようにしている	316	29.0%
中身の詰め替えが出来る商品を選んで購入している	742	68.0%
生ごみ処理機・コンポスト容器などで、生ごみを堆肥化している	101	9.3%
不要品バザー、フリーマーケットなど、リサイクル運動に参加している	94	8.6%
その他	13	1.2%
特に行っていない	16	1.5%
無回答	17	1.6%
合計	1,091	100.0%

ごみ減量のために家庭で行っている取り組みは、「買い物のときにマイバッグを持参したり、過剰包装を断ったりしている」が最も多く81.6%、次いで「ごみの分別や資源回収に積極的に取り組んでいる」が76.6%、「中身の詰め替えが出来る商品を選んで購入している」が68.0%、「無駄なものを買わないようにしている」が50.8%となっています。ごみを減らすための行動を心がけている人が50%以上いることから、ごみ問題への意識の高さが伺えます。

「その他」としては、ごみの出やすいものを買わない、食べきれぬ分だけ作るなどの意見がありました。

問 12 ごみを減量するための方法について、お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問12 ごみ減量のための方法	回答数	比率
ごみを減らすための方法・分別の方法など、適切な情報提供をして欲しい	420	38.5%
分別をより細分化したり、有料化してもっとリサイクルを進めるべきだ	102	9.3%
ごみの処理は市の責務であり、市民が関与することではない	9	0.8%
市民のマナーを高めるべきだ	497	45.6%
その他	29	2.7%
特に必要だとは思わない	12	1.1%
無回答	22	2.0%
合計	1,091	100.0%

ごみを減量するための方法としては、「市民のマナーを高めるべきだ」が最も多く45.6%、次いで「ごみを減らすための方法・分別の方法など、適切な情報提供をして欲しい」が38.5%で、この2つで8割以上を占めています。

年代別では50歳代は「適切な情報提供」が1位となっています。市民のマナーを高めることが必要と考えられるいっぽうで、細分化されるごみの分別ルールに戸惑い、適切な情報提供を求めていることが伺えます。

問 13 あなたが家庭で実践している省エネルギー行動はありますか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

問13 家庭で実践している省エネ行動	回答数	比率
冷暖房機器の温度調節に配慮している(冷房は28℃、暖房は20℃)	771	70.7%
緑のカーテンを作り、冷房の使用を減らしている	247	22.6%
テレビ、照明機器、炊飯ジャーなどをこまめに切るなどして節電に努めている	694	63.6%
コンセントからプラグを抜いて、待機電力を減らしている	375	34.4%
白熱電球を電球型蛍光灯やLED電球に取り替えている	333	30.5%
風呂は間隔なく入り、追い炊きを減らしている	409	37.5%
風呂の残り湯を洗濯に使うなど、節水に取り組んでいる	447	41.0%
家電の買い替え時は省エネタイプのもを選んでいる	641	58.8%
車の急発進や急加速を控え、アイドリングストップをしている	360	33.0%
自動車の使用を控え、バス、電車、自転車を利用している	211	19.3%
その他	23	2.1%
特に何もしていない	12	1.1%
無回答	16	1.5%
合計	1,091	100.0%

家庭で実践している省エネルギー行動は、「冷暖房機器の温度調節に配慮している」が最も多く70.7%、次いで「テレビ、照明機器、炊飯ジャーなどをこまめに切るなどして節電に努めている」が63.6%、「家電の買い替え時は省エネタイプのもを選んでいる」が58.8%となっています。

アンケート実施時期が夏季であったため、夏季の節電に関する項目や、エコポイント制度の後押しがあった省エネ家電への買い替えに関する回答が多くなっています。

「その他」としては、エアコン等を使用しない、遮熱カーテン・よしず等の使用による節電などの意見がありました。

問 14 あなたが家庭で導入している、または導入しようと思っている省エネルギー、再生可能エネルギー活用の製品は何ですか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

問14 導入している・しようと思っている省エネ設備	導入した		3年以内に導入予定	
	回答数	比率	回答数	比率
太陽光発電	80	7.3%	51	4.7%
太陽熱利用	79	7.2%	21	1.9%
エコキュート	163	14.9%	37	3.4%
エコウィル	9	0.8%	1	0.1%
家庭用コージェネレーション	7	0.6%	19	1.7%
低公害車	278	25.5%	168	15.4%
その他	60	5.5%	79	7.2%
無回答	562	51.5%	747	68.5%
合計	1,091	100.0%	1,091	100.0%

家庭で導入している省エネルギー、再生可能エネルギー活用の製品は、「低公害車」が最も多く25.5%、次いで「エコキュート」が14.9%、「太陽光発電」が7.3%、「太陽熱利用」が7.2%となっています。

3年以内に導入しようと思っている製品は、「低公害車」が最も多く

15.4%、「太陽光発電」が4.7%、「エコキュート」が3.4%となっています。補助金が広く知られている影響もあり、低公害車の購入・購入予定が最も高くなっていますが、太陽光発電等の再生可能エネルギー利用製品に対する関心も高くなっていることが伺えます。また「その他」として最も回答が多かったものは「エコジョーズ」でした。

問 15 自動車の増加により環境に与える影響が心配されています。自動車の利用を抑制するために必要なことは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問15 自動車利用を抑制するために必要な行動	回答数	比率
歩道、自転車道を充実させ、歩くことが楽しくなるまちづくりを行う	317	29.1%
近距離での車の利用は控えるなど、個人の意識を変化させる	186	17.0%
駅周辺の駐輪場・駐車場を充実させ鉄道利用を促進させる	201	18.4%
iーバスなど、公共交通機関を充実させる	296	27.1%
その他	22	2.0%
特に対策はない	33	3.0%
無回答	36	3.3%
合計	1,091	100.0%

自動車の利用を抑制するために必要なことは、「歩道、自転車道を充実させ、歩くことが楽しくなるまちづくりを行う」が最も多く29.1%、次いで「iーバスなど、公共交通機関を充実させる」が27.1%となっています。自動車を利用しないでも済むような、歩道・自転車道の整備及び公共交通機関の充実が求められています。

年代別に見ると、50歳代以下は公共交通機関の充実、60歳代以上は歩道・自転車道の充実を求める意見が多くなっています。地区別では、

萩原・尾西南部地区では公共交通機関の充実の要望が最も高くなっています。

問 16 あなたの地球温暖化防止に対する考え方について、以下のそれぞれについてお考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問16 地球温暖化防止に対する考え方	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない	無回答
将来の世代のために私達が地球温暖化防止に努めるべきだ	801 73.4%	210 19.2%	35 3.2%	8 0.7%	37 3.4%
地球温暖化防止のためには生活が多少不便になってもよい	256 23.5%	491 45.0%	238 21.8%	39 3.6%	67 6.1%
地球温暖化防止のために費用が必要なら、商品の価格が高くなってもよい	91 8.3%	367 33.6%	434 39.8%	120 11.0%	79 7.2%
燃料や原料代が高くなれば消費が抑えられ、地球温暖化防止が進むと思う	94 8.6%	237 21.7%	509 46.7%	173 15.9%	78 7.1%
地球温暖化防止のために税金が高くなってもやむを得ない	48 4.4%	267 24.5%	425 39.0%	279 25.6%	72 6.6%

地球温暖化防止に対する考え方について尋ねたところ、「将来の世代のために私達が地球温暖化防止に努めるべきだ」については「そう思う」が73.4%、「ややそう思う」が19.2%で、合計で9割以上の人が同意しています。しかし「地球温暖化防止のためには生活が多少不便になってもよい」では「ややそ

う思う」が最も多く45.0%となり、生活の利便性の阻害には抵抗があることが伺えます。

また「地球温暖化防止のために費用が必要なら、商品の価格が高くなってもよい」、「燃料や原料代が高くなれば消費が抑えられ、地球温暖化防止が進むと思う」、「地球温暖化防止のために税金が高くなってもやむを得ない」では「あまりそう思わない」が最も高くなっており、費用面での負担に対しては拒否感が強いことが伺えます。

問 17 環境教育のあり方についてあなたのお考えを聞かせてください。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問17 環境教育のあり方	回答数	比率
子供の発達段階に合わせて小学校・中学校・高校と長期的・継続的に行うべきだ	531	48.7%
子供だけでなく家庭内で親子一緒に取り組む題材を提供すべきだ	391	35.8%
学校だけでなくNPOなどを通じて行うべきだ	68	6.2%
その他	11	1.0%
特に考えはない	57	5.2%
無回答	33	3.0%
合計	1,091	100.0%

環境教育のあり方については、「子供の発達段階に合わせて小学校・中学校・高校と長期的・継続的に行うべきだ」が最も多く48.7%、次いで「子供だけでなく家庭内で親子一緒に取り組む題材を提供すべきだ」が35.8%となっています。このことから、環境教育については学校や家庭が中心となって継続的に行うべきであり、そのための題材の提供が求められていることが伺えます。

問 18 製造業などの事業所に望むことは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問18 製造業に望むこと	回答数	比率
大気汚染、水質汚濁、騒音など、付近への影響に気をつけてほしい	439	40.2%
有害物質などは適正に管理し、情報公開してほしい	173	15.9%
長持ちする製品や再利用できる製品など環境にやさしいものをつくってほしい	320	29.3%
電気、水道など製造過程で消費するエネルギーを減らしてほしい	23	2.1%
環境問題に取り組む人材の育成をしてほしい	72	6.6%
その他	6	0.5%
特に望むことはない	30	2.7%
無回答	28	2.6%
合計	1,091	100.0%

製造業などの事業所に望むことは、「大気汚染、水質汚濁、騒音など、付近への影響に気をつけてほしい」が最も多く40.2%、次いで「長持ちする製品や再利用できる製品など環境にやさしいものをつくってほしい」が29.3%となっています。

このことから、事業所に対する要望としては、近隣公害の防止に最も関心はあるものの、環境にやさしい製品の製造に関するニーズもあることが伺えます。

問 19 商業やサービス業などの事業所に望むことは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問19 商業・サービス業に望むこと	回答数	比率
過剰包装を避けてほしい	248	22.7%
資源の拠点回収などを実施してほしい	198	18.1%
商店街や大型店で出る生ごみを堆肥化してほしい	100	9.2%
製造業と連携して、容器包装を減らしてほしい	200	18.3%
環境負荷の少ない商品を提供してほしい	202	18.5%
環境問題に取り組む人材の育成をしてほしい	69	6.3%
その他	10	0.9%
特に望むことはない	39	3.6%
無回答	25	2.3%
合計	1,091	100.0%

商業・サービス業などの事業所に望むことは、「過剰包装を避けてほしい」が最も多く22.7%、次いで「環境負荷の少ない商品を提供してほしい」が18.5%、「製造業と連携して、容器包装を減らしてほしい」が18.3%、「資源の拠点回収などを実施してほしい」が18.1%となっています。

包装の簡素化や、環境負荷の少ない商品の提供に関する希望が大きいことが伺えます。

問 20 あなたが環境に関して市などの行政に望むことは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問20 行政に望むこと	回答数	比率
広報・インターネットなどを通じての環境情報をもっと提供してほしい	318	29.1%
環境に関する講演会やイベントを開催してほしい	102	9.3%
地域のボランティア活動や環境サークル等への支援・表彰などをしてほしい	102	9.3%
地域で環境活動を行うための指導者を育成してほしい	152	13.9%
企業や事業所への規制や監視を強めてほしい	272	24.9%
その他	22	2.0%
特に望むことはない	84	7.7%
無回答	39	3.6%
合計	1,091	100.0%

行政に望むことは、「広報・インターネットなどを通じての環境情報をもっと提供してほしい」が最も多く29.1%、次いで「企業や事業所への規制や監視を強めてほしい」が24.9%、「地域で環境活動を行うための指導者を育成してほしい」が13.9%となっています。

情報提供や事業所への規制・指導等のほか、人材育成への支援に関する希望が大きいことが伺えます。

問 21 下の各項目について、あなたの満足度と一宮市としての重要度について、当てはまるものを1つずつ選んで○をつけてください。

問21 あなたの満足度と一宮市としての重要度について	満足度		重要度	
	得点	順位	得点	順位
水はけの状況	-0.076	7	0.967	4
河川(水の汚れ)の状況	-0.457	18	1.019	2
大気(空気の汚れ)の状況	0.010	6	0.965	5
道路の騒音・振動	-0.341	16	0.749	14
工場の騒音・振動	0.101	2	0.585	20
工場の排ガス(悪臭)	0.029	3	0.859	9
住まいの日当たりや風通し	0.471	1	0.806	12
公園・遊び場の数や整備状況	-0.317	15	0.782	13
緑、自然の豊かさ	-0.133	8	0.867	7
まちなみの美しさ、景観	-0.297	14	0.666	15
電車・バスなどの利用しやすさ	-0.501	19	0.862	8
道路の渋滞状況	-0.293	13	0.596	19
交通安全対策の状況	-0.252	11	0.814	11
歩道・自転車道の整備状況	-0.732	20	0.972	3
防災対策の整備	-0.359	17	0.956	6
隣近所との付き合い、人間関係	0.010	5	0.599	17
ごみ処理やリサイクルの状況	0.019	4	0.832	10
ごみのポイ捨てや不法投棄対策	-0.755	21	1.077	1
太陽光発電・風力発電等再生エネルギーの利用	-0.280	12	0.598	18
環境教育、環境学習の実施状況	-0.248	10	0.622	16
市民・事業者の環境活動の実践状況	-0.228	9	0.549	21

一宮市の環境に関する21項目について、満足度と重要度を尋ねました。満足度に関しては、「満足」に2点、「ほぼ満足」に1点、「普通」に0点、「やや不満」に-1点、「不満」に-2点を与え、各項目ごとに平均点を算出しました。重要度についても同様に、「非常に重要」に2点、「かなり重要」に1点、「どちらとも

いえない」に0点、「さほど重要ではない」に-1点、「重要ではない」に-2点を与え、各項目ごとに平均点を算出しました。満足度で得点の高かった項目は、「住まいの日当たりや風通し」、「工場の騒音・振動」、「工場の排ガス(悪臭)」の順で、得点の低かった項目は「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」、「歩道・自転車道の整備状況」、「電車・バスなどの利用のしやすさ」となりました。重要度で得点の高かった項目は、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」、「河川(水の汚れ)の状況」、「歩道・自転車道の整備状況」の順で、得点の低かった項目は「市民・事業者の環境活動の実践状況」、「工場の騒音・振動」、「道路の渋滞状況」となりました。以上より、散乱ごみ・不法投棄が最も不満が多く、かつ重要性が高い課題であると認識されており、その他の重要課題としては、河川水質、歩行者・自転車の交通環境整備などがあげられます。

4 環境に関する現況・意識調査（事業者）

（1）調査の目的

「第2次一宮市環境基本計画」の策定にあたり、事業者の意向を調査し、資料として活用することを目的として実施しました。

（2）事業者意識調査

ア 実施期間及び方法

調査期間は平成24年8月27日から9月7日までとし、郵送配布・郵送回収により実施しました。

イ 調査対象者

調査は、市内の主要な事業所を対象として実施しました。

対象者数	回答者数	回収率
350	152	43.4%

ウ 調査対象者の属性

調査対象事業所の種類、所在地、従業員数、本社・支社の別は以下のとおりです。

事業所の種類	回答数	比率
建設業	21	13.8%
繊維工業・繊維製品製造業	29	19.1%
その他の製造業	26	17.1%
運輸・通信業	5	3.3%
卸売・小売業・飲食店	26	17.1%
金融・保険業・不動産業	6	3.9%
サービス業	23	15.1%
その他	15	9.9%
無回答	1	0.7%
合計	152	100.0%

事業所の所在する地域	回答数	比率
本庁地区	27	17.8%
葉栗・北方地区	5	3.3%
西成・浅井・千秋地区	7	4.6%
丹陽地区	10	6.6%
大和地区	3	2.0%
今伊勢地区	4	2.6%
奥・尾西東・西部地区	44	28.9%
萩原・尾西南部地区	22	14.5%
木曾川町地区	28	18.4%
無回答	2	1.3%
合計	152	100.0%

従業員数	回答数	比率
29人以下	84	55.3%
30～49人	29	19.1%
50～99人	23	15.1%
100～199人	7	4.6%
200人以上	8	5.3%
無回答	1	0.7%
合計	152	100.0%

本社・支社の別	回答数	比率
本社、本店等	124	81.6%
支社、支店等	25	16.4%
無回答	3	2.0%
合計	152	100.0%

問1 貴事業所では、事業活動を行う上で、環境についてどのようにお考えですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問1 環境に対する考え方	回答数	比率
関係する法規制等を遵守するよう努めている	30	19.7%
法規制等を遵守するとともに、日常から廃棄物削減、省エネ、省資源等に配慮している	68	44.7%
関係する法規制等はないが、日常から廃棄物削減、省エネ、省資源等に配慮している	42	27.6%
日常の事業活動では、環境上で問題となることはない	10	6.6%
その他	1	0.7%
無回答	1	0.7%
合計	152	100.0%

環境に対する考え方は、「法規制等を遵守するとともに、日常から廃棄物削減、省エネルギー、省資源等に配慮している」が最も多く44.7%、次いで「関係する法規制等はないが、日常から廃棄物削減、省エネルギー、省資源等に配慮している」が27.6%、「関係する法規制等を遵守するよう努めている」が19.7%となっています。

法規制に加えて環境に配慮を行っている事業所が7割を超えていることがわかります。

問2 貴事業所の事業所活動が地域の環境に及ぼしている影響として、比較的大きいと考えられるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問2 事業活動が地域の環境に及ぼす影響	回答数	比率
交通量、物流の増大	37	24.3%
地下水の多量使用	4	2.6%
大気汚染	16	10.5%
水質の汚濁	13	8.6%
土壌の汚染	3	2.0%
騒音や振動の発生	38	25.0%
地盤沈下	0	0.0%
悪臭の発生	2	1.3%
日照の障害	0	0.0%
電波障害	1	0.7%
産業廃棄物やごみの多量発生	42	27.6%
建築物などによる景観への影響	5	3.3%
その他	0	0.0%
地域の環境に影響を及ぼしていない	51	33.6%
無回答	2	1.3%
合計	152	100.0%

事業活動が地域の環境に及ぼす影響は、「地域の環境に影響を及ぼしていない」を除くと「産業廃棄物やごみの多量発生」が最も多く27.6%、次いで「騒音や振動の発生」が25.0%、「交通量、物流の増大」が24.3%となっています。

問3 貴事業所において、地域の環境保全活動に対する貢献状況はいかがでしょう。貴事業所の現状に最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問3 地域の環境保全活動への貢献	回答数	比率
地域活動等に協賛金・協力金等の金銭的出費をしている	60	39.5%
環境美化活動等の地域活動に積極的に参加している	40	26.3%
地域との定期的な情報交換会等を実施している	6	3.9%
地域の人も対象としたイベントを実施している	8	5.3%
その他	24	15.8%
無回答	14	9.2%
合計	152	100.0%

地域の環境保全活動に対する貢献状況は、「地域活動等に協賛金・協力金等の金銭的出費をしている」が最も多く39.5%、次いで「環境美化活動等の地域活動に積極的に参加している」が26.3%となっています。

地域活動に何らかの形で参加・貢献をしている事業所が6割以上を占めており、地域と事業所が密接に関連している一宮市の特徴が伺えます。

問4 環境保全に要する費用と製品や商品のコストの考え方についてお伺いします。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問4 環境保全費用とコスト	回答数	比率
環境保全は、事業所として必須の取り組みであり、十分な対策を行う以上、製品や商品の値上げもやむをえない	13	8.6%
環境保全のため製品や商品の値上げをしたいが、消費者の理解が得られない	26	17.1%
環境への配慮よりも安い製品や商品を提供することの方が重要である	3	2.0%
環境保全を十分に行いつつ安い製品や商品を提供していくのが事業所としての課題である	49	32.2%
事業活動とあまり関係ない	57	37.5%
無回答	4	2.6%
合計	152	100.0%

環境保全に要する費用とコストとの関連については、「事業活動とあまり関係ない」が最も多く37.5%、次いで「環境保全を十分に行いつつ安い製品や商品を提供していくのが事業所としての課題である」が32.2%となっており、環境保全費用は当然のこととして捉えられていることが伺えます。

問5 貴事業所では、環境保全に関して具体的にどのような取り組みを行っていますか。各項目について当てはまるものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問5 環境保全に対する取り組み	はい	いいえ	取り組む予定がある	該当しない	無回答
1) 大気汚染の防止に努めている	58 38.2%	3 2.0%	3 2.0%	85 55.9%	3 2.0%
2) 水質汚濁の防止に努めている	57 37.5%	3 2.0%	2 1.3%	88 57.9%	2 1.3%
3) 騒音、振動、悪臭の防止に努めている	87 57.2%	2 1.3%	0 0.0%	60 39.5%	3 2.0%
4) 土壌汚染や地下水の汚染を引き起こす物質を適正に処理している	50 32.9%	0 0.0%	0 0.0%	98 64.5%	4 2.6%
5) 日照障害や電波障害を極力発生させないような建物の構造にしている	41 27.0%	3 2.0%	1 0.7%	102 67.1%	5 3.3%
6) 冷暖房の温度調節を適正にするなど、省エネルギーに取り組んでいる	138 90.8%	5 3.3%	2 1.3%	4 2.6%	3 2.0%
7) 緑のカーテン作りに取り組んでいる	12 7.9%	108 71.1%	13 8.6%	15 9.9%	4 2.6%
8) 低公害車の利用や自動車の使用を控える取り組みを行っている	61 40.1%	54 35.5%	16 10.5%	16 10.5%	5 3.3%
9) 水の効率的利用、雨水利用などの節水に取り組んでいる	31 20.4%	80 52.6%	8 5.3%	29 19.1%	4 2.6%
10) 建物の周囲の緑化に努め、建物の高さ、デザイン等周辺環境に配慮している	45 29.6%	66 43.4%	4 2.6%	33 21.7%	4 2.6%
11) 環境負荷の少ない製品(再生品、詰め替え可能な製品等)またはエコマーク商品の購入や使用に努めている	80 52.6%	40 26.3%	3 2.0%	24 15.8%	5 3.3%
12) 再生紙の使用や紙の使用量の削減に取り組んでいる(コピー用紙、印刷用紙、封筒等)	132 86.8%	11 7.2%	4 2.6%	2 1.3%	3 2.0%
13) ごみ・産業廃棄物の減量、分別の徹底、リサイクル等を推進している	140 92.1%	3 2.0%	5 3.3%	1 0.7%	3 2.0%
14) 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減に努めている	60 39.5%	30 19.7%	8 5.3%	49 32.2%	5 3.3%
15) オゾン層破壊物質などの使用抑制、排出の防止に努めている	42 27.6%	22 14.5%	5 3.3%	78 51.3%	5 3.3%
16) 自然保護団体、環境保全団体等の活動に対し、協力、支援等を行っている	42 27.6%	69 45.4%	12 7.9%	24 15.8%	5 3.3%
17) 工場周辺のごみ拾い等、地域の環境美化活動に取り組んでいる	99 65.1%	30 19.7%	6 3.9%	13 8.6%	4 2.6%
18) 有害物質の管理手法としてPRTRを導入している	19 12.5%	53 34.9%	1 0.7%	70 46.1%	9 5.9%
19) 環境負荷の少ない製品・商品の開発、製造等に取り組んでいる	35 23.0%	34 22.4%	1 0.7%	78 51.3%	4 2.6%
20) LED照明やコージェネレーションシステムなど、省エネルギーのための設備を導入している	48 31.6%	57 37.5%	32 21.1%	11 7.2%	4 2.6%
21) 太陽光発電設備など、再生可能エネルギー利用のための設備を導入している	14 9.2%	94 61.8%	27 17.8%	12 7.9%	5 3.3%

事業所における取り組みの状況として、「はい」が多かった項目は、上位から「ごみ・産業廃棄物の減量、分別の徹底、リサイクル等を推進している」が92.1%、「冷暖房の温度調節を適正にするなど、省エネルギーに取り組んでいる」が90.8%、「再生紙の使用や紙の使用量の削減に取り組んでいる」が86.8%となっており、これらの項目が業種にかかわらず取り組みやすい項目であることを示しています。また「該当しない」、「無回答」を除くと、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・土壌汚染・地下水汚染・日照障害・電波障害等

の防止に関する項目は、いずれも実施率が9割以上となっています。これに対して緑のカーテン作り、再生可能エネルギーの利用、節水、PRTRの導入などの項目は、実施率が低くなっています。

問6 環境問題に関する論議が活発になっています。貴事業所における事業所活動と環境との関連についてのお考えについて最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問6 事業所活動と環境との関連	回答数	比率
従来にも増して環境への配慮を行いながら事業所活動を行っていくべきである	70	46.1%
取り組みの必要性は感じるが、事業所経営の面から難しい点が多い	42	27.6%
取り組みの必要性は感じるが、具体的な方策がわからない	18	11.8%
特に考えていない	18	11.8%
無回答	4	2.6%
合計	152	100.0%

事業所活動と環境との関連については、「従来にも増して環境への配慮を行いながら事業所活動を行っていくべきである」が最も多く46.1%、次いで「取り組みの必要性は感じるが、事業所経営の面から難しい点が多い」が27.6%となっており、環境への配慮を必要不可欠と認識している事業所が多い一方で、必要性は認めるものの困難を感じている事業所も多いことが伺えます。

問7 貴事業所では、どのような体制と方針で環境保全に取り組んでいますか。当てはまるものを全て選んで○をつけてお答えください。

問7 環境保全の体制と方針	回答数	比率
環境問題に取り組むための専門部署を設置している	11	7.2%
環境に関する経営方針を定めている	33	21.7%
環境に関する具体的な目標を定めている	34	22.4%
社員に対する環境教育を実施している	48	31.6%
社員が取るべき環境に関する行動マニュアルを作成している	26	17.1%
地域社会や周辺住民等への協力や関係により地域に貢献している	49	32.2%
その他	22	14.5%
無回答	26	17.1%
合計	152	100.0%

環境保全に取り組む体制と方針は、「地域社会や周辺住民等への協力や関係により地域に貢献している」が最も多く32.2%、次いで「社員に対する環境教育を実施している」が31.6%、「環境に関する具体的な目標を定めている」が22.4%、「環境に関する具体的な経営方針を定めている」が21.7%となっています。地域との関係を重視しつつ、社員を環境づくりの担い手とする教育にも取り組んでいることが伺えます。

問8 「ISO14000シリーズ」「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムについて、貴事業所の現状に最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問8 環境マネジメントシステムについて	回答数	比率
知らないし関心もない	40	26.3%
環境マネジメントシステムに関心はあるのだがわかっている社員がいない	23	15.1%
環境マネジメントシステムに大に関心があり、現在情報を集めている	7	4.6%
環境マネジメントシステムの認証取得・登録する予定で、現在準備中である	1	0.7%
環境マネジメントシステムの認証を取得した	19	12.5%
環境マネジメントシステムとは関係なく、環境保全のための取り組みを進めていく	50	32.9%
無回答	12	7.9%
合計	152	100.0%

環境マネジメントシステムについては、「環境マネジメントシステムとは関係なく、環境保全のための取り組みを進めていく」が最も多く32.9%、次いで「知らないし関心もない」が26.3%、「環境マネジメントシステムに関心はあるがわかっている社員がいない」が15.1%、「環境マネジメントシステムの認証を取得した」が12.5%となっています。環境マネジメントシステムを意識しつつ環境への取り組みを進めているものの、認証取得にはハードルが高いことが伺えます。

問9 LED照明やコージェネレーションなどの省エネルギーのための設備を導入する際の初期投資について、貴事業所の現状に最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問9 省エネ設備のための初期投資について	回答数	比率
既に取り組んでいる	37	24.3%
初期投資が数年で回収されるなら、取り組みたい	36	23.7%
初期投資の回収は難しくても、負担できる程度の金額なら取り組みたい	21	13.8%
費用が過大で、今のところ取り組む予定はない	35	23.0%
特定の業種のみ当てはまることであり、あまり関係ない	15	9.9%
その他	3	2.0%
無回答	5	3.3%
合計	152	100.0%

省エネルギー設備のための初期投資については、「既に取り組んでいる」が最も多く24.3%、次いで「初期投資が数年で回収されるなら取り組みたい」が23.7%、「費用が課題で今のところ取り組む予定はない」が23.0%となっています。

最近、比較的安価な省エネルギー設備が普及してきたこともあり、取り組みへの意識が大きくなってきていることが伺えます。

問10 全体として、貴事業所はどのような立場から環境問題に取り組んでいくお考えですか。当てはまるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問10 環境問題に取り組む立場	回答数	比率
環境への配慮は、企業の社会的な責務である	101	66.4%
環境への配慮を行うことは、企業や商品のイメージアップにつながる	37	24.3%
環境関連ビジネスは、新しいビジネスチャンスであり、積極的に取り組みたい	9	5.9%
環境への配慮は、顧客ニーズとしても高く、取り組む必要がある	25	16.4%
環境への配慮は、コストの削減や利益率の向上につながる	25	16.4%
将来の温室効果ガス排出規制や環境税導入などを想定すると、早い段階での取り組みが不可欠である	11	7.2%
特に環境問題には取り組んでいないし、今後の予定もない	16	10.5%
その他	1	0.7%
無回答	7	4.6%
合計	152	100.0%

環境問題に取り組む立場については、「環境への配慮は、企業の社会的な責務である」が最も多く66.4%を占めています。一方、「特に環境問題には取り組んでいないし、今後の予定もない」は10.5%にとどまり、事業所も何らかの立場で環境問題に取り組んでいく必要性を感じていることが伺えます。

問11 貴事業所では省エネルギーに関する目標を設定されていますか。現状に最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問11 省エネに関する目標	回答数	比率
具体的な目標値を設定して取り組んでいる	40	26.3%
今後取り組む予定である	45	29.6%
今のところ取り組む予定はない	60	39.5%
その他	3	2.0%
無回答	4	2.6%
合計	152	100.0%

省エネルギーに関する目標設定については、「今のところ取り組む予定はない」が最も多く39.5%、次いで「今後取り組む予定である」が29.6%、「具体的な目標値を設定して取り組んでいる」が26.3%となっています。半数以上の事業所が目標値を既に設定して取り組んでいる、または取り組む予定であり、着実に省エネルギーが広がりつつあることが伺えます。

問12 問11で「今のところ取り組む予定はない」を選択された事業所にお伺いします。取り組む予定がない理由は何ですか。最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問12 取り組む予定がない理由	回答数	比率
省エネルギーは十分行っているのだからこれ以上できない	3	5.0%
省エネルギーは推進しているが、目標値を設定していない	28	46.7%
省エネルギーを行う必要があるが、具体的な方法などがわからない	23	38.3%
省エネルギーに特に関心がなく、行う予定もない	4	6.7%
その他	2	3.3%
無回答	0	0.0%
合計	60	100.0%

省エネルギーに取り組む予定がない理由は、「省エネルギーは推進しているが、目標値を設定していない」が最も多く46.7%、次いで「省エネルギーを行う必要があるが、具体的な方法などがわからない」が38.3%となっています。

省エネルギーの手法や取り組みの目標値の設定に関する情報提供等の支援の必要性が伺えます。また、この設問においては業種による大きな違いはみられません。

問13 貴事業所が環境問題に取り組む上で、市民にどのような行動を望みますか。当てはまるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問13 市民に望む行動	回答数	比率
多少価格が高くても環境にやさしい製品・商品を積極的に購入してほしい	67	44.1%
製品・商品の無包装化や簡素化について理解してほしい	53	34.9%
故障・破損しても、修理をして製品を長く大事に扱ってほしい	29	19.1%
モデルチェンジの適正化について理解してほしい	6	3.9%
製品使用後のリサイクルに協力してほしい	39	25.7%
その他	5	3.3%
無回答	17	11.2%
合計	152	100.0%

環境問題に取り組む上で市民に望む行動は、「多少価格が高くても環境にやさしい製品・商品を積極的に購入してほしい」が最も多く44.1%、次いで「製品・商品の無包装化や簡素化について理解してほしい」が34.9%、「製品使用後のリサイクルに協力してほしい」が25.7%となっています。

問 14 貴事業所が今後様々な環境保全対策に取り組んでいく上で、市などの行政に望むことは何ですか。当てはまるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問14 行政に望むこと	回答数	比率
事業所、行政、ボランティア団体、NPO、住民等の相互協力による環境づくり	34	22.4%
事業所、ボランティア、NPOの環境保全への取り組みを評価する制度づくり	18	11.8%
事業所への環境保全のための情報提供やガイドブックの作成	44	28.9%
環境保全のための公的融資や補助金制度の充実	68	44.7%
法や条例による規制、監視の強化	14	9.2%
環境負荷の少ない製品・商品の優先的な購入	26	17.1%
環境問題に取り組む人材育成制度の充実	18	11.8%
その他	2	1.3%
無回答	6	3.9%
合計	152	100.0%

市などの行政に望むことは、「環境保全のための公的融資や補助金制度の充実」が最も多く44.7%、次いで「事業所への環境保全のための情報提供やガイドブックの作成」が28.9%、「事業所、行政、ボランティア団体、NPO、住民等の相互協力による環境づくり」が22.4%となっています。

問 15 一宮市で省エネルギー推進を図るためには、市民や市にどのような行動を望みますか。当てはまるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問15 省エネで市民・市に望む行動	回答数	比率
一人ひとりが気をつけて省エネルギー行動を行う	102	67.1%
新しく機器を購入する場合には、省エネラベルを参考に機器を選定する	26	17.1%
小中学生や市民対象の省エネルギー行動についての講座を開催する	33	21.7%
ホームページや広報などで省エネルギーを呼びかける	26	17.1%
行政等が率先して省エネルギー機器購入や省エネルギー行動を実践する	52	34.2%
その他	1	0.7%
無回答	4	2.6%
合計	152	100.0%

一宮市で省エネルギー推進を図るために市民や市に望むことは、「一人ひとりが気をつけて省エネルギー行動を行う」が最も多く67.1%、次いで「行政等が率先して省エネルギー機器購入や省エネルギー行動を実践する」が34.2%、「小中学生や市民対象の省エネルギー行動についての講座を開催する」が21.7%となっています。省エネルギーについては、行政の先導や率先行動に頼らず市民一人ひとりが実践すべきであると考えていることが伺えます。

問 16 今後の事業所活動は、「経済発展」と「環境問題」という二つの難しい課題に対応していく必要がありますが、両者の関係について、貴事業所のお考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問16 経済発展と環境	回答数	比率
事業所としては、経済の発展を優先していき、環境問題は科学的技術によって解決していくべきだ	9	5.9%
環境や自然の保護と言っても、経済の発展を阻害しない程度に考えればよいことだ	15	9.9%
経済の発展と環境や自然の保護との調和を考えていくべき段階である	117	77.0%
環境や自然の保護を優先するためには、経済の発展が少くらい犠牲になっても仕方ない	2	1.3%
経済の発展に関係なく、環境や自然の保護を優先すべきである	3	2.0%
その他	3	2.0%
無回答	3	2.0%
合計	152	100.0%

経済発展と環境問題との関係については、「経済の発展と環境や自然の保護との調和を考えていくべき段階である」が最も多く77.0%となっています。経済の発展が最優先、反対に環境や自然保護が最優先という意見は少数となりました。

5 一宮市環境基本条例

平成 16 年 3 月 24 日 条例第 19 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策(第 7 条—第 21 条)

第 3 章 地球環境保全の推進のための施策(第 22 条・第 23 条)

第 4 章 一宮市環境審議会(第 24 条—第 29 条)
付則

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曾川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに一宮市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事

項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

(1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。

(2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。

(3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。

(4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び

日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するととも

に、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。

(4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。

(5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策

(3) 環境の保全等に関する行動指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画の推進)

第9条 市長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に

- 関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。
(環境の保全等に資する施設の整備等)
- 第 11 条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。
(エネルギーの有効利用等の促進)
- 第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。
(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(市民等の参加の機会の確保)
- 第 14 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。
(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)
- 第 15 条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。
- 2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。
(市民等の自発的な活動の支援)
- 第 16 条 前条に定めるもののほか、市は、市民

等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 17 条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第 18 条 市は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の状況を的確に把握するため、環境に係る監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 20 条 市は、市の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 21 条 市は、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第 22 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第 23 条 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 一宮市環境審議会

(一宮市環境審議会の設置)

第 24 条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、一宮市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(平 18 条例 49・平 22 条例 17・一部改正)

(審議会の組織)

第 25 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 18 人以内の委員で組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平 18 条例 49・平 22 条例 17・平 23 条例 21・一部改正)

(委員の任期等)

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(審議会の運営に関する事項)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 章並びに次項及び付則第 3 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)以後最初に策定される環境基本計画に対する第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「一宮市環境審議会」とあるのは、「一宮市環境基本計画策定審議会の設置に関する条例(平成 14 年一宮市条例第 26 号)」に規定する一宮市環境基本計画策定審議会」と読み替えるものとする。

3 第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

付 則(平成 18 年 9 月 29 日条例第 49 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一宮市環境基本条例(以下「新条例」という。)第 25 条の規定により新たに選任される委員の任期は、新条例第 26 条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に改正前の一宮市環境基本条例の規定により選任されている委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

付 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 17 号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 6 月 29 日条例第 21 号)(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。(経過措置)

- 2 改正後の第 25 条の規定により新たに委嘱される委員(当該委員の欠員による後任者を含む。)の任期の終期については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日とする。

6 一宮市環境審議会の運営に関する規則

平成 18 年 9 月 29 日 規則第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一宮市環境基本条例(平成 16 年一宮市条例第 19 号)第 29 条の規定に基づき、一宮市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会には、専門的な見地から審議事項を検討させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会に部会長及び副部会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 部会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(報告)

第 5 条 部会長は、部会での検討結果を審議会に報告しなければならない。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、会長が招集する。

7 一宮市環境基本計画市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 第 2 次一宮市環境基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、市民の意見を求めるため、一宮市環境基本計画市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(活動)

第 2 条 市民会議では、次の活動を行う。

(1) 基本計画に盛り込む内容について、市民の目線で検討する。

(2) 前号の検討内容を集約し、事務局に提案する。

(組織)

第 3 条 市民会議は 20 名程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるすべての要件を満たす者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市内に住所を有し、又は市内の事業者に勤務している年齢 18 歳以上の者で、本市の環境行政に関心があり、積極的に活動できる者

(2) 正当な事由がある場合を除き、本市が主催する会議等に支障なく参加できる者

3 市民会議に、次に掲げる作業部会(以下「部会」という。)を置く。この場合において、委員は、いずれかの部会に所属するものとする。

(1) 生活環境作業部会

(2) 自然共生作業部会

(3) 循環社会作業部会

(4) 温暖化対策作業部会

(会長及び副会長)

第 4 条 市民会議に、会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が

招集し、その議長となる。ただし、会長が決定するまでの会議については、市長が招集する。

- 2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(部会長等)

第6条 各部会に部会長及び副部会長各1名を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、各部会の委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期等)

第7条 委員の任期は、基本計画策定までの間とする。

- 2 委員は、前項の任期満了後においても、基本計画に基づく本市の環境政策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 委員は、市民会議及び部会において知り得た情報について、基本計画策定の目的以外の目的に利用してはならない。

(解職)

第9条 市長は、第7条第1項の規定にもかかわらず、委員に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その任期中においてもこれを解職することができる。

- (1) 病気等により職務が遂行できなくなったとき。
- (2) 委員から辞職の申出があったとき。
- (3) 前条の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員として不適切と認められる事由があったとき。

(謝礼)

第10条 委員には、予算の範囲内において、会議等1回の出席につき、謝礼として日額2,000円を支払う。

(事務局)

第11条 市民会議の事務局は、環境保全課とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成14年9月30日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年10月16日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

8 一宮市環境基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 第2次一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するに当たって、必要な連絡調整を行うため、一宮市環境基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第7条に規定する検討部会（以下「検討部会」という。）への指示
- (2) 関係組織、審議会等との連絡調整
- (3) 市民及び事業者に対する説明会の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境基本計画策定の支援

(組織)

第3条 策定会議は、別表第1に掲げる者で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 策定会議には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、環境部長をもって充てる。
- 3 副会長は、環境部次長をもって充てる。
- 4 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(検討部会の設置及び組織)

第7条 策定会議に、市民会議の各部会への助言及び資料提供並びに環境基本計画に係る情報整理を行うため、検討部会を設置する。

2 前項に定める検討部会は、次の4つとする。

- (1) 生活環境検討部会
- (2) 自然共生検討部会
- (3) 循環社会検討部会

(4) 温暖化対策検討部会

3 検討部会の委員は、別表第2に掲げる課等の職員のうち、副主監をもって充てる。ただし、副主監を置かないとき、又は副主監が欠けたときは、主査とする。

4 検討部会は、会長の指示により開催し、環境保全課長がその議長となる。

5 検討部会については、策定会議に関する規定を準用する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

環境部長、環境部次長、地域ふれあい課長、管財課長、健康づくり課長、環境保全課長、清掃対策課長、施設管理課長、浄化課長、経済振興課長、農業振興課長、まちづくり課長、公園緑地課長、維持課長、道路課長、治水課長、建築住宅課長、経営総務課長、上水道整備課長、下水道建設1課長、下水道建設2課長、消防本部総務課長、一宮消防署長、学校教育課長、博物館事務局長

別表第2（第7条関係）

生活環境検討部会	地域ふれあい課、管財課、環境保全課、清掃対策課、施設管理課、浄化課、農業振興課、公園緑地課、維持課、道路課、治水課、経営総務課、下水道建設1課、下水道建設2課、消防本部総務課、一宮消防署
自然共生検討部会	健康づくり課、環境保全課、清掃対策課、施設管理課、経済振興課、まちづくり課、公園緑地課、維持課、道路課、治水課、上水道整備課、学校教育課、博物館事務局

循環社会検討部会	地域ふれあい課、環境保全課、清掃対策課、施設管理課、経済振興課、農業振興課、維持課
温暖化対策検討部会	管財課、環境保全課、公園緑地課、経済振興課、道路課、建築住宅課、経営総務課、消防本部総務課、一宮消防署

9 用語説明

【あ行】

あいち自動車環境戦略2020

自動車NOx・PM法に基づき、愛知県が大気環境や騒音の改善、二酸化炭素の排出削減に向けて自動車環境対策を定めた計画です。

愛・道路パートナーシップ事業

愛知県、地元市町村と住民や企業などの実施グループの3者が協力して行う道路の清掃活動で、県管理道路で継続的に清掃美化活動を行い、県と地元市町村がこれを支援し、3者のパートナーシップにより地域に愛される快適な道路環境づくりを進めていく事業です。

アイドリング・ストップ

自動車、オートバイなどが停止している時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）を、出来るだけやめることで大気汚染物質や温室効果ガスの抑制につながります。

アダプトプログラム

アダプト（ADOPT）とは、養子にするの意味で、住民や企業がボランティアとして、道路や公園などを自らの養子とみなし、愛情と責任を持って定期的に清掃・美化などを行うことをいいます。

一宮市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画に位置づけられ、一宮市の一般廃棄物の種類及び分別の区分、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項などを定めています。

一宮市地域防災計画

一宮市内の地震や津波、原子力災害に備えて、住民避難などを定めた計画のことです。

一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、一宮市内の温室効果ガスの排出抑制など、地球温暖化防止に向けた施策を定めています。

一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、京都議定書目標達成計画に即して、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を定めています。

一宮市都市計画に関する基本方針（一宮市都市計画マスタープラン）

都市計画法に基づき、住民の意見を反映し、都市の具体性のある将来ビジョンを確立・実現化するため、一宮市の方針を定めたものです。

一宮市緑の基本計画

都市緑地法に基づき、一宮市内の緑地の保全、公園の整備、民有地の緑化の推進など、緑について全般的に、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を定めたものです。

一級河川

河川法により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定されたもの（一級水系）のうち、国土交通大臣が区間を限定して指定した河川です。

雨水浸透ます

道路の集水ますや、家庭内の雨水ますの底に碎石などを敷き詰め、雨水を地中に浸透させるますのことで、浸水被害の軽減や地下水のかん養などを図ります。

雨水貯留タンク

雨水の有効利用を図るため、地下や軒下などに設置される雨水を貯留するためのタンクです。

打ち水

玄関前の道や庭先などに水をまく、昔からの日本の風習で、道路などのほこりを抑える効果があり、夏の暑い日には、まいた水が蒸発する際に、大気中の熱を奪うため、体感温度が2度くらい下がるともいわれています。

エコアクション一宮

→一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

エコアクション21

中小企業などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールで、環境省がガイドラインを策定しています。このガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度が設けられています。

エコクッキング

買物から調理、食器洗い、片付けに至るまで環境に配慮した食生活を提案するものです。

エコスクール運動

一宮市が市内小中学校を対象に実施している事業で、学校生活の中で、資源の有効利用や環境負荷の低減など「地球にやさしい学校づくり」を目指した取り組みを通じて、児童・生徒の環境意識を高めようとする運動です。

エコドライブ

環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法で、アイドリングストップや急加速・急ブレーキの少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などを心がけた運転のことです。

オゾン層

地上から約10～50km上空の成層圏にある層で、地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分が存在し、太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸

収し、地球上の生きものを保護する役割を果たしています。

汚濁負荷量

環境に排出される汚濁物質の量のことで、排出量と濃度の積で表されます。工場や事業場などからの排水や排出ガスは、濃度による規制が用いられていますが、低濃度でも排出量が多ければ環境に与える影響は大きくなるため、環境への影響を推定・評価する時には、一般に汚濁負荷量が用いられます。

温室効果ガス

地表から放出される熱の一部を吸収し地球を温室のように暖める効果をもたらす気体で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄などがあります。

【か行】

カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用することです。

拡大生産者責任

生産者が、製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクルの段階、ひいては製品のライフサイクル全体においても、物理的もしくは財政的に一定の責任を負うという考え方です。具体的には、生産者が使用済み製品の回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することです。

過酷事故

原子炉施設の設計に考慮した事象を大幅に超える異常な事態が発生し、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態になり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいい、シビアアクシデントともいわれます。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがあります。

学校ビオトープづくり

プールから救出したヤゴを育てるために市内の小学校でトンボ池を地域の方々と協力して造るなどビオトープづくりに取り組んでいる活動です。

合併処理浄化槽

家庭から出る生活排水（し尿と台所、風呂、洗濯などの雑排水）のすべてを処理する装置のことで、河川の水質に与える影響を減らすことができます。

環境基準

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めたものです。

環境保全・ごみ減量推進モニター

環境保全、ごみ減量に関する事業活動や施策に参加し、市民の立場からの意見や助言をするために、市が委嘱しているモニターです。

空間放射線量率

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量です。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国などの公的機関が率先して環境物品などの調達を推進するとともに、環境物品などに関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを旨とする法律です。

グリーストラップ（油水分離槽）

排水中に含まれる油脂分や食品残さを分離・収集するための装置です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入しようとすることです。

県民の生活環境の保全等に関する条例

愛知県公害防止条例を改定して施行され、自動車走行に伴う大気汚染などの都市生活型の公害を始め、地球温暖化、化学物質による環境汚染、土壌・地下水汚染などの新たな環境問題に対処するための対策などを定めた条例です。

光化学オキシダント（Ox）

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線の作用を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称をいいます。光化学スモッグの原因となっている物質で、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

公共施設建設等に係る環境配慮ガイドライン

公共事業を実施する上で、環境への配慮に積極的に取り組むことができるよう、エコアクション一宮で示した環境配慮行動のうち、公共事業に係る環境配慮のガイドラインです。

黄砂

中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられ、偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する土壌・鉱物粒子です。

ごきげん

人生を幸せに生きるためには心のあり方が大切であるといわれています。この計画の一つのキーワードとして、心の良い状態を「ごきげん」とし、その視点で様々な取り組みを考えました。

固定発生源

大気汚染の発生源のうち、工場などに設置しているボイラー、廃棄物焼却炉など、移動性のないものです。

こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。地域における子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちの自然を大切に思う心や、自ら環境問題を解決する力を育成することを目的としています。

【さ行】

サイクルシェアリング

フランスをはじめ欧米都市では定着している自転車を共同して利用するサービスです。

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分されておりこの施設を最終処分場といいます。光明寺最終処分場に不燃物の一部を埋め立てています。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギーの総称で、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用した自然エネルギーと廃棄物の焼却熱を利用したリサイクルエネルギーのことをいいます。

里山（里地里山）

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域をいいます。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて維持されてきたものです。

酸性雨

雨は自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込

んで酸性を示していますが、工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質も溶け込んだ、より酸性の強い雨（水素イオン濃度がpHで5.6以下）のことです。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

持続可能な社会

私たちの生活の基盤である環境が身近なところから地球規模まで保全され、物質的な面だけでなく、精神的な面からも幸せを実感できる生活を将来世代にも継承できるような社会をいいます。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）

自動車から排出される窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の総量を削減し、大気環境の改善を図ることを目的とした法律で、この法律に基づき、関東、関西及び中部の約250市区町村（一宮市を含む）が対策地域として指定され、他の地域よりも厳しい特別の排出ガス規制（車種規制）が適用されています。

自動車騒音面的評価

自動車騒音の測定において、沿道状況の把握、騒音発生強度の観測、騒音暴露状態を調査することにより周辺の騒音状況を面的に推計し、地域内の環境基準の達成状況を評価するものです。

市民活動支援制度

18歳以上のすべての市民が、支援したい市民活動団体の事業を選ぶという方法で、市民活動団体が実施する事業に対して支援金を交付する制度です。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会形成推進基本法では、製品などが廃棄物となることを抑制したり、不要となった製品などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、環境への負荷ができる限り低減された社会のことをいいます。

準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定した河川です。

親水

水に触れたり、接したりして水に親しむことをいいますが、「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられています。

水素イオン濃度 (pH)

水の酸性・アルカリ性を表す指標で、数字が小さいほど酸性度が高く、中性はpH7になります。

スローライフ

効率とスピードを優先して、いつも時間に追われている現代のライフスタイルを反省し、自然と調和したゆったりとした時間の流れを楽しむライフスタイルのことです。

生活排水クリーン推進員

生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と住民の生活環境の保全を図るため市が任命している推進員です。

生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のことです。食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがあります。

生態系ネットワーク

エコロジカル・ネットワークともいわれ、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのことです。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策など多面的な機能が発揮されることが期待されます。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

Biochemical Oxygen Demandの略称で、水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量を表し、値が大きいほど水質が汚濁しています。

生物多様性

生きものの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

ゼロエミッション

産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出(エミッション)をゼロにする循環型産業システムのことです。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されていますが、日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程などで生成されています。

太陽光発電システム

太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムのことで、ソーラー発電などとも呼ばれ、再生可能エネルギーの一つに分類されます。

多自然の河川

治水上の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出するために、自然環境に配慮した河川のことです。

単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する装置のことで、生活雑排水の処理が行われないため、河川などの水質汚濁の一因となっています。

地域コミュニティ

一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくりや地域課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織のことをいいます。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律で、京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置などの国民の取り組みを強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけることなどを定めています。

地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された産物を地域で消費するという考え方により行われている取り組みです。

低NOx型小規模燃焼機器

大気汚染防止法の規制対象外である小規模の家庭用、業務用の燃焼機器のうちで、窒素酸化物（NOx）の排出量が少ないもので、業務用では未規制のボイラーや吸収冷温水機などがあり、家庭用では給湯機器などがあります。

低公害車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。

低周波音

1 Hz～100 Hzの音のことで、その中でも、人間の耳では特に聞こえにくい音（20 Hz以下の音）を超低周波と呼びます。

低炭素社会

温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめることを目指す社会です。市民、事業者、行政など社会のあらゆるセクターが、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進による資源生産性の向上などにより、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することを当然とする社会システムを目指します。

透水性舗装

雨水が地中にしみ込むように、粒度の粗い特殊なアスファルト舗装で、降雨時には水溜まりができてくく、植物への水分補給、地下水の保全など地球環境にも配慮したものです。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTTR法）

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としている法律で、環境への排出量の把握などを行うPRTTR制度及び事業者が化学物質の性状及び取り扱いに関する情報を提供するMSDS制度などが定められています。

特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律（オフロード法）

特殊自動車の使用による大気の汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対する排出ガス規制を定めた法律です。

【な行】

二級河川

一級河川に指定された水系以外で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川のうち、都道府県知事が指定し、管理する河川です。

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により発生し、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている物質です。

二酸化窒素（NO₂）

ボイラーや自動車などの燃焼過程などの工程から発生し、呼吸器系の炎症などで人の健康に悪影響を与えるといわれています。

燃料電池コージェネレーションシステム

天然ガスや液化石油ガスなどから水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電しつつ、排熱を利用して給湯や暖房に利用するシステムです。

燃料電池自動車

車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走行する自動車です。

農村振興基本計画

農村振興策を具現化していくために、将来像を明確化し、地域の特性に応じて、農業生産基盤の整備のみならず、必要とされる生活環境の整備やその他の施策を総合的に整理し、必要な取り組みを明確化する計画です。

ノーカーデー

環境負荷の高いマイカー通勤を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関へ利用を転換するよう呼びかけるものです。

【は行】

バーク堆肥

広葉樹や針葉樹の樹皮を粉砕し、鶏フン、尿素、発酵促進剤を加え、微生物の働きを利用して作られる有機質土壌改良剤のことです。

ばい煙

物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物など）のことです。

バイオマス

この計画では、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指します。

廃棄物減量等推進員

ごみの減量・リサイクルを推進し、分別・排出指導などを行う地域の活動主体として市が委嘱した推進員です。

排出ガス対策型建設機械指定制度

建設現場の作業環境の改善、機械施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、国土交通省では排出ガス対策型建設機械指定要領を策定し、自らの工事における排出ガス対策に取り組む制度です。

ハイブリッド自動車

複数の動力源を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出ガスを実現する自動車です。

花いっぱい運動

花と緑あふれる美しい街並みづくりを目指して、市内の各施設や道路沿い、公園などで花を植えて育てようという運動です。

ビオトープ

ドイツ語のBio(生物)とTopo(空間、場所)を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のことです。人工的に植物や魚、昆虫が共存する空間として造り出したものを指す場合もあります。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している粒子状の物質のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1）以下の非常に小さなもので、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

複合型公園

公園の役割として良好な都市環境、市民の憩いの場や緑化スポットとしての機能がありますが、この計画では、これらの機能以外の要素を持った複合的な公園を指します。

浮遊物質（SS）

Suspended Solidの略称で、水中に浮遊している物質の量で、値が大きいほど水質が汚濁しています。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状の物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1）以下のものです。

プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源での充電を可能とするタイプのハイブリッド自動車で、基本走行時は電気を動力として燃費を向上させ、長距離走行時は、補助用動力としてガソリンを使用する自動車のことです。

フロン

炭素、水素、塩素、フッ素などからなる化合物群であり、フルオロカーボン（FC）、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）などの化学物質の総称で、家電製品の冷媒として多く利用されてきたが、オゾン層破壊の原因となることから国際的に製造及び輸入が禁止されています。

放射性物質

放射線を出す性質をもつ物質です。放射線は大きなエネルギーをもっているため、物質を通り抜け

たり、体内で遺伝子を傷つける性質をもっていますが、その性質は放射線の種類によって異なります。

【ま行】

マイバッグ

環境負荷を減らすため、買い物時に持参する袋のことでエコバッグともいわれます。

緑のカーテン

アサガオやゴーヤなどのつる性植物を窓側に繁茂させることにより日陰を生み出し、室温上昇を抑えることで、エアコンの使用を控え、節電や二酸化炭素排出量の削減を図るものです。

民生家庭

温室効果ガス排出量の算定をする際に、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門です。

民生業務

温室効果ガス排出量の算定をする際に、第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー消費などを表現する部門です。

メタン

天然ガスの主成分で、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じます。温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼすといわれています。

もったいない

物を大切に使う、壊れても修理して使う、使えなくなったものを別のものとして再利用するなど地球資源を大切に使うという日本古来の考え方を再度認識し、この計画の一つのキーワードとして循環型社会の形成を目指すために、その視点で様々な取り組みを考えました。

【や行】

ヤゴの救出活動

生命尊重の精神や自然のすばらしさを学ばせるために、市内の小中学校のプールで誕生したヤゴをプール清掃時に救出し、育てることに取り組んでいる活動です。

屋敷林

屋敷内につくられた樹林で、防風、防火、防砂などの防災効果だけでなく、緑化などを期待されます。

有機性廃棄物

生ごみ、家畜ふん尿、汚泥、農業残さ、木質系廃棄物などがあり、それぞれ性質の違いにより利用用途が異なります。

溶存酸素（DO）

Dissolved Oxygen の略称で、水に溶解している酸素の量で、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境です。

【ら行】

リスクコミュニケーション

リスクについて、市民、産業、行政などのすべてのものが共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

【わ行】

ワークショップ方式

参加者が一定の数のグループに分かれ、与えられたテーマなどについて話し合い、リーダーがその意見をまとめて発表することで、市でも市民協働のまちづくりを進める有効な手段と考えて実施しています。

【英数字】

COD(化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demandの略称で、水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、値が大きいほど水質が汚濁しています。

DID(人口集中地区)

Densely Inhabited Districtの略称で、都市的地域（特に人口密度の高い地域で、広い意味での市街地を指します。）の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から設定されたものです。

ESCO事業

Energy Service Companyの略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのサービスを包括的に提供する事業のことです。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となるものです。

ESD

Education for Sustainable Developmentの略称で、「持続可能な開発のための教育」と訳されます。環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

E類型

環境基本法に基づき、生活環境の保全に関する水質環境基準の項目について、水の利用目的などに

応じた水域類型が指定されています。河川の類型には、AAからE類型があり、AA類型に最も厳しい基準が適用されます。

ISO14000シリーズ

環境マネジメントに関して、環境に関する方針や目標、その他具体化のための組織や責任、プロセスなどの基準を定めた国際規格です。認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができます。

MOTTAINAI(もったいない)

環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア出身の環境保護活動家ワンガリ・マータイ氏が、Reduce（ゴミ削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）という環境活動の3Rをたった一言で表せるだけでなく、かけがえのない地球資源に対するRespect（尊敬の念）が込められている「もったいない」という言葉に感銘を受け、環境を守る世界共通語「MOTTAINAI」として広めることを提唱しています。

NPO

Non-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

第2次一宮市環境基本計画

発行年月日：平成26年3月

発行：愛知県一宮市

編集：環境部環境保全課

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52番地

TEL 0586 (45) 7185 Fax 0586 (45) 7187

Eメール kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp

(本書は、再生紙を使用しております。)



一 宮 市